

平成22年1月14日・15日実施

可搬型階段昇降機安全指導員講習【予備講習・基礎講習】千葉会場

開催要綱

1. 目的

「可搬型階段昇降機」は、階段がバリアになって外出を妨げられている在宅の被保険者にとって、デイサービス等介護サービスを受ける際はもちろんのこと、通院・散歩等の機会を確保し、さらには利用者の生活の質を高める福祉用具として、また、介助者（操作者）にとっては腰痛予防効果のある福祉用具である。ただし、操作を誤ると利用者を転落させる事故につながる可能性があり、昇降操作には操作技術が要求されることから、介護保険制度では、『階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること』並びに『当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行うこと』が、福祉用具専門相談員に義務付けられたところである。

以上により、可搬型階段昇降機安全指導員（以下、安全指導員という。）講習は、家族等が「可搬型階段昇降機」を安全に取り扱えるようにするため、標準化された操作方法を適切かつ安全に指導できる福祉用具専門相談員を養成することを目的とする。

本講習は可搬型階段昇降機安全指導員講習のうち基礎講習（および補講として予備講習）を行うものとする。【別紙1参照】

2. 主催

財団法人テクノエイド協会

3. 共催（予定）

千葉県福祉ふれあいプラザ介護実習センター

3 . 講習内容

下記 、 の講習を実施する。
(、 のいずれか、もしくは両方の受講申込が可能)
各講習のカリキュラムについては【別紙2】を参照のこと。

1月14日【予備講習】...車いすの取扱い・移乗介助を安全かつ 適切に行なえない方のための補講(4時間)

安全指導員資格認定条件には『車いすの取扱い及び移乗介助が安全かつ適切に行なえること』が含まれます。予備講習を修了することで上記の条件を満たすことができます。(詳しくは後述【可搬型階段昇降機安全指導員資格認定条件について】を参照)

1月15日【基礎講習】...可搬型階段昇降機を提供する上で必要な 知識を学ぶ座学及び修了試験(4時間)

基礎講習の際には、財団法人テクノエイド協会発行の「可搬型階段昇降機安全指導員講習テキスト」を使用します。

受講生は基礎講習実施日までに本テキストを所定の注文書でFAXにて注文・購入し、当日会場へ持参してください。

4 . 受講条件

講習受講者の条件は特に設けないものとする。

ただし、安全指導員資格認定の際には本講習の修了以外の条件が課せられます。
(詳しくは後述【可搬型階段昇降機安全指導員資格認定条件について】を参照)

5 . 講習実施日時と会場

日時： 【予備講習】平成22年1月14日(木)13:00~17:45
【基礎講習】平成22年1月15日(金)10:00~16:05

会場：千葉県福祉ふれあいプラザ介護実習センター
千葉県我孫子市本町3-1-2

募集定員： 【予備講習】20名(予定)
【基礎講習】60名(予定)

6. 申込方法

- (1) 本講習の受講を希望される方は、以下の書類を申込締切日までに財団法人テクノエイド協会へ郵送すること。

受講申込書
(当協会指定の様式のもの)

- (2) 申込先
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
財団法人テクノエイド協会 普及部

- (3) 受講申込期限
平成21年12月22日(火)必着

先着順でのご案内となるため、期限より前であっても各講習募集定員に達し次第締切となります。

- (4) 受講決定について
受講決定者には財団法人テクノエイド協会より受講決定通知書、受講票および講習受講料払込用紙を送付いたしますので、受講料をお支払いください。
受講票は当日会場へお持ち下さい。

7. 講習受講費用等

【予備講習】受講者
予備講習受講料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円
(受講決定後お支払いください)

【基礎講習】受講者
基礎講習受講料・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,000円
(受講決定後お支払いください)

「可搬型階段昇降機安全指導員講習テキスト」代金・・・・1,200円
(基礎講習時使用します。別紙テキスト購入申込書にて事前に購入してください。)

納入済の受講料・テキスト代金については、受講途中のキャンセル、基礎講習修了試験不合格等の場合も返金いたしません。

8 . 予備講習修了証書の交付

予備講習において全科目を履修したものは、予備講習修了者とし、当協会理事長名による可搬型階段昇降機安全指導員講習（予備講習）修了証書を発行する。

予備講習修了者は可搬型階段昇降機安全指導員の資格認定条件の一つ『車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること』を満たすものとする。

9 . 基礎講習修了証書の交付

基礎講習において全科目を履修し、基礎講習修了試験結果が当協会の定める合格判定基準に達した者を基礎講習修了者とし、当協会理事長名による可搬型階段昇降機安全指導員講習（基礎講習）修了証書を発行する。

10 . 個人情報の取扱いについて

- (1) 本講習申込者に関する個人情報は、受講承認に係る作業（受講の可否、通知送付等）のみに使用します。
- (2) 本講習受講者に関する個人情報は、研修事業運営に係る作業（受講者名簿の作成、資料の送付、履修状況管理、修了証書の交付等）及び統計資料の作成等のみに使用します。
- (3) これらの個人情報は、財団法人テクノエイド協会及び可搬型階段昇降機安全推進連絡会が適切に管理し、上記以外の目的での使用や、本人の了承なく第三者に提供することはありません。

【可搬型階段昇降機安全指導員資格認定条件について】

(1) 可搬型階段昇降機安全指導員の認定条件

下記の全ての条件を満たした者に対し、財団法人テクノエイド協会が安全指導員として認定する。(安全指導員の資格証を所持していないと、可搬型階段昇降機の操作指導はできません。また、機種別講習を受講・修了した機種のみ操作指導が可能となります。)

現在、福祉用具専門相談員として在宅で利用者に接し、選定・適合業務（事務・消毒・搬出入のみの業務担当者を除く）に2年以上従事していること

車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること 1

機種別講習を受講し、合格の判定を受けること

基礎講習を受講し、修了試験に合格すること

1 車いすの取扱いや移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルとは、()財団法人テクノエイド協会が実施している「福祉用具プランナー研修」の修了者、()社団法人日本福祉用具供給協会が実施している「福祉用具選定士」の修了者、()その他研修等において、実習形式で車いすの取扱い及び移乗介助に関する指導を受けている者（安全指導員講習基礎講習と同時に開催された予備講習受講者等）()その他の資格（介護福祉士等）を所持し、上記に準ずるレベルを有する者を想定している。

・その他上記に該当する主な研修・資格

リフトリーダー養成研修、介護実習・普及センター等が主催する実習形式の「車いす」及び「移乗」関連の研修会等

義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、訪問介護員（2級以上）等資格

・上記に該当しない主な研修・資格

福祉用具専門相談員指定講習会、福祉用具供給事業者研修会
社会福祉士、福祉住環境コーディネーター

(2) 安全指導員資格証の交付

前述の資格条件を満たし、安全指導員の資格認定を受けようとするものは財団法人テクノエイド協会へ資格証の交付申請を行ってください。

申請を受け付けた財団法人テクノエイド協会は理事長名による安全指導員資格証を交付いたします。

資格証の交付申請方法

下記の ~ 全ての書類等を提出し、「財団法人テクノエイド協会」へ認定事務手数料 2,000 円を納入すること

資格認定申請書（当協会指定の様式）

「可搬型階段昇降機安全推進連絡会」会員企業が交付する機種別講習を修了した旨を証明する書類

財団法人テクノエイド協会が交付する基礎講習修了証書の写し
実務経歴証明書

『車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること』を証明する書類（該当する資格の取得証明書や研修の受講、修了を証明する書類）の写し

安全指導員資格証用顔写真

< 資格証交付申請方法の詳細については『可搬型階段昇降機安全指導員資格認定の申請について』を参照 >

（当協会HP（<http://www.techno-aids.or.jp/>）『お知らせ』2009/10/28にて掲載）

【問い合わせ先】

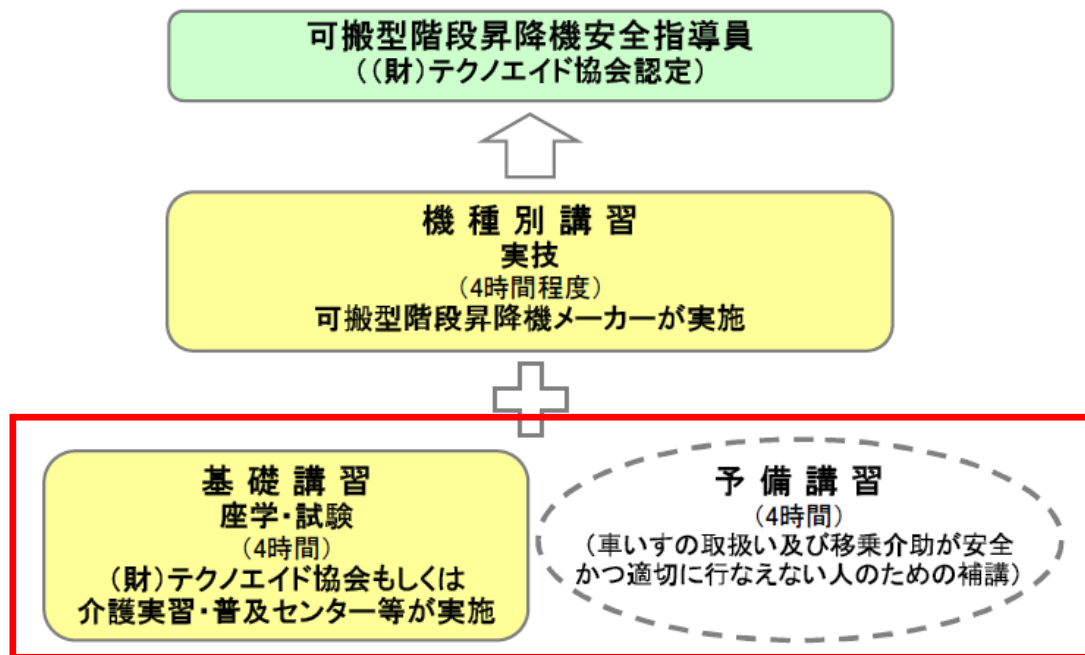
財団法人テクノエイド協会 普及部 矢部宏和 / 湯浅みさ

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1 - 1 セントラルプラザ4階

TEL : 03-3266-6884 FAX : 03-3266-6885

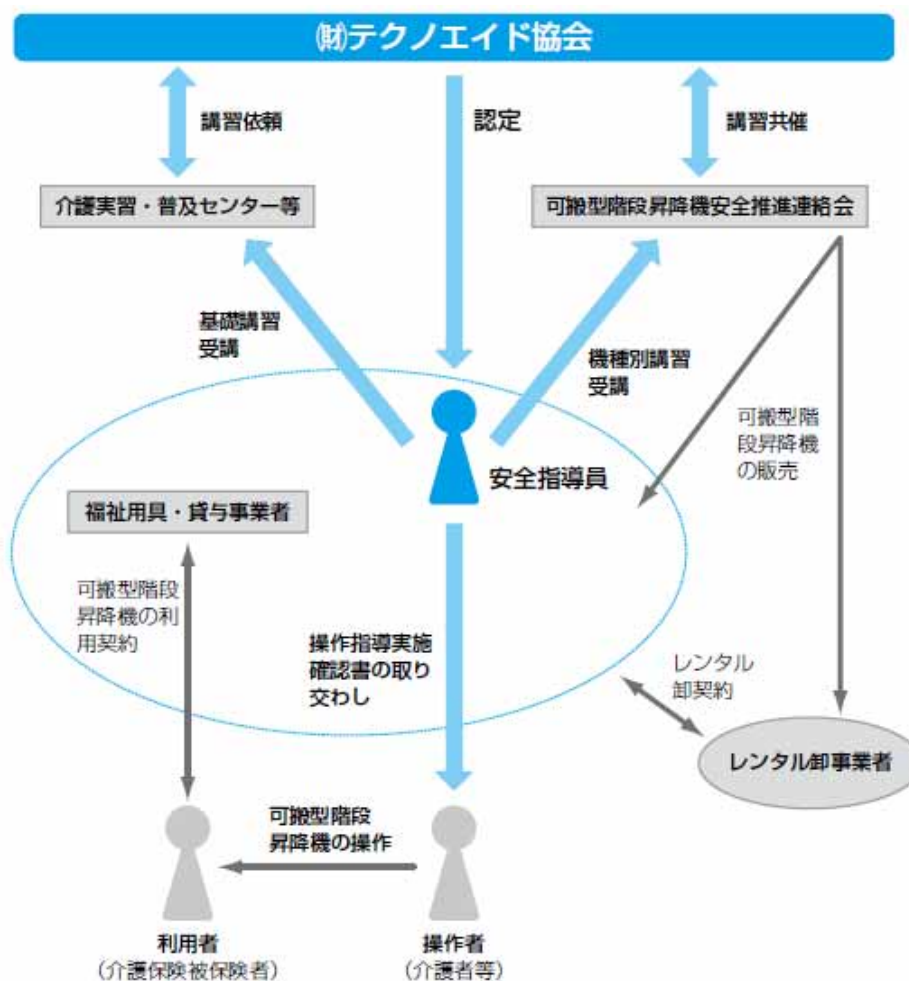
E-mail : yabe@techno-aids.or.jp

図1 「安全指導員講習の構成」



本講習で行うもの

図2 「講習実施方式と安全指導員の役割」



平成22年1月14日・15日実施 可搬型階段昇降機安全指導員講習
千葉会場講習カリキュラム

1月14日【予備講習】

	時 間		講 義 内 容 等
受 付		13:00～13:20	受講票を受付で提示してください
オリエンテーション	15分	13:20～13:35	
一 時 限	120分	13:35～15:35	車いすの調整・シーティング
休 憩	10分	15:35～15:45	
二 時 限	60分	15:45～17:45	移乗の原則・移乗の種類(立位移乗・座位移乗)

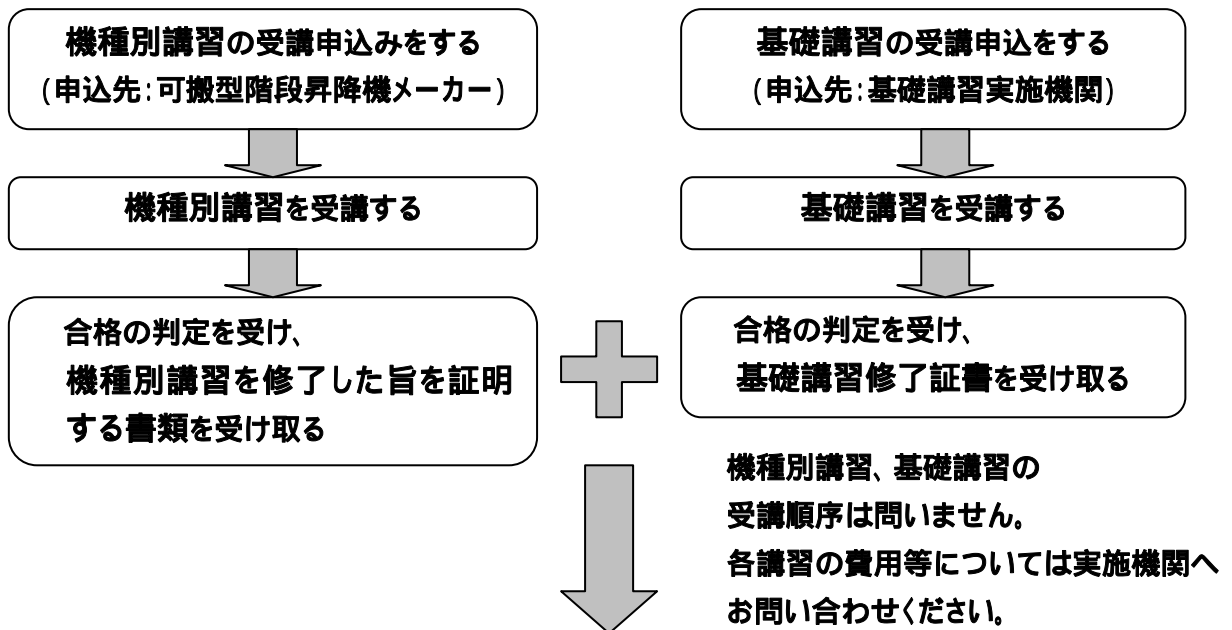
平成22年1月14日・15日実施 可搬型階段昇降機安全指導員講習
千葉会場講習カリキュラム

1月15日【基礎講習】

	時 間		講 義 内 容 等
受 付		10:00～10:20	受講票を受付で提示してください
オリエンテーション	15分	10:20～10:35	
一 時 限	50分	10:35～11:25	可搬型階段昇降機安全指導員の 役割と心構え
休 憩	10分	11:25～11:35	
二 時 限	30分	11:35～12:05	可搬型階段昇降機とは
三 時 限	30分	12:05～12:35	適用範囲と条件
昼 休 み	60分	12:35～13:35	
四 時 限	60分	13:35～14:35	貸与までの手順
休 憩	10分	14:35～14:45	
五 時 限	40分	14:45～15:25	階段昇降機と安全確保
休 憩	10分	15:25～15:35	
修了試験	30分	15:35～16:05	

平成21年10月以降
<可搬型階段昇降機安全指導員資格取得の流れ>

平成21年度10月以降、可搬型階段昇降機安全指導員の資格取得の流れは以下のとおりとなります。



可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請を行う
(申請先:財団法人テクノエイド協会)

提出書類: 資格認定申請書

機種別講習を修了した旨を証明する書類の写し

基礎講習修了証書の写し

実務経歴証明書

「車いすの取り扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであることを証明する書類

安全指導員資格証用顔写真

費用: 認定事務手数料として 2,000 円

申請方法の詳細については

『可搬型階段昇降機安全指導員資格認定の申請について』をご参照ください

(財団法人テクノエイド協会HP (<http://www.techno-aids.or.jp/>) 『お知らせ』2009/10/28 にて掲載)

可搬型階段昇降機安全指導員資格証受取

平成22年 1月14日・15日実施

可搬型階段昇降機安全指導員講習【千葉会場】

【予備講習・基礎講習】受講申込書

平成 年 月 日	
財団法人テクノエイド協会理事長 殿 可搬型階段昇降機安全指導員講習の受講を申込みます。	
申込者氏名等	フリガナ 氏名
	性別 男 ・ 女 生年月日 西暦 年 月 日
	〒 住所
	TEL () / FAX () メールアドレス【必ず明確に記入して下さい/携帯のアドレスは無効です】
勤務先	名称
	〒 住所
	TEL () / FAX ()
勤務先での 業務内容 従事期間	・福祉用具に関連する主な業務内容 〔 〕 ・従事期間 (昭和・平成 年 月 ~ 現在)
受講希望講習 (複数選択可)	・予備講習(1月14日) 〔各講習、募集定員に達し次第締切となりますので、ご希望に沿えない場合がございます。〕 ・基礎講習(1月15日)
資料等送付先	【 自宅 ・ 勤務先 】 いずれかに 印

以下、該当するものに をしてください。

【業種について】

1. 指定福祉用具貸与事業者 2. 指定福祉用具販売事業者 3. 福祉用具レンタル卸専業事業者
4. 福祉用具卸販売専業事業者 5. その他(具体的に)

【機種別講習について】

1. 既に機種別講習を修了している
(修了した機種名:) (メーカー名:)
2. これから機種別講習を受講予定である
(受講予定機種名:) (メーカー名:)
3. 機種別講習を受講する予定はない

可搬型階段昇降機安全指導員の資格認定を受けるためには、基礎講習および、可搬型階段昇降機メーカーの実施する機種別講習を修了する必要があります。

